

所沢市燃料電池自動車等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、事業者等への水素エネルギーの理解促進及び燃料電池自動車（以下「FCV」という。）の普及啓発を図るため、FCV及び外部給電器（以下「FCV等」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(FCV等)

第2条 貸出しを行うFCV等は、別表のとおりとする。

(貸出対象団体)

第3条 FCV等の貸出しを受けることができるものは、次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 主に市内で活動すること。
- (2) 団体の規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。

2 次に掲げる団体は、貸出しの対象としない。

- (1) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納しているもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に係るもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- (4) その他市長が貸出しを不相当であると認めたもの

(貸出条件)

第4条 FCV等の貸出しの条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) FCV等をSDGs（持続可能な開発目標をいう。）又は地域貢献を目的とする市内で行うイベント（不特定多数の参加者が見込まれるものに限る。）において電源として使用すること。
- (2) FCV等について、イベント開催前の広報及びイベント開催時での周知啓発を行うこと。
- (3) FCV等を適切に管理できる保管場所を用意すること。
- (4) FCV等を転貸しないこと。
- (5) FCV等を第1号及び第2号の目的以外に使用しないこと。

(貸出期間)

第5条 FCV等の貸出期間は、貸出日から起算して4日以内とする。ただし、所沢市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項の市の休日が3日以上連続するときは、別に定める日までとする。

(費用負担)

第6条 FCV等の使用料（燃料費を含む。）は、無料とする。ただし、受渡し、管理、修繕及び返却その他の費用は、貸出しを受ける団体が負担するものとする。

(貸出申請)

第7条 FCV等の貸出しを受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、貸

出しを受けようとする日の10日前までに、FCV等貸出許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸出許可等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸出しを適当と認めるときは、FCV等貸出許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による許可を受けた団体(以下「借受者」という。)に対するFCV等の貸出しは、マチごとエコタウン推進課長又はその指名する職員(以下「市職員」という。)の立会いの下、前項の許可書に示した日時及び場所で行うものとする。

(申請事項の変更等)

第9条 借受者は、第7条の規定による申請に係る事項の変更(市長の定める軽微な変更に係るものを除く。)をしようとするとき、又は貸出しを受けることを中止しようとするときは、速やかにFCV等貸出許可変更等届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(返却及び使用報告)

第10条 借受者は、FCV等の使用を終えたときは、市職員の立会いの下、第8条第1項の許可書に示した日時及び場所においてFCV等の汚損状況等を確認の上、返却しなければならない。

2 借受者は、前項の規定による返却時に、FCVに使用した分の水素を充填しておかななければならない。

3 借受者は、返却の日から1週間以内に、FCV等使用状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(貸出許可の取消し)

第11条 市長は、次に掲げる事項が生じたときは、第8条第1項の規定によるFCV等の貸出許可を取り消すものとする。

(1) 車両整備その他の運行上の理由により、FCV等の貸出しができないとき。

(2) FCV等を公用又は公共用に供する必要があるとき。

(3) 借受者が偽りその他不正な行為により、貸出許可を受けたことが判明したとき。

(4) その他市長が貸出しを適当でないとしたとき。

2 借受者は、FCV等の貸出し後に前項の規定により貸出許可を取り消されたときは、直ちにFCV等を返却しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による返却について準用する。

4 第1項の規定による使用許可の取消しにより借受者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

(遵守事項等)

第12条 借受者は、善良な管理者の注意をもってFCV等を管理し、市長から指示された事項を遵守しなければならない。

2 借受者は、FCV等を亡失又は毀損したときは、自らの負担で原状に復し、又は

修繕しなければならない。

(FCVの運転)

第13条 FCVを運転する者(以下「運転者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 借受者の構成員又は従業者であること。

(2) 自動車等の運転に必要な知識及び能力を有した者であること。

2 借受者は、第7条の申請時に運転者を届け出るものとし、当該者以外の者にFCVを運転させてはならない。

3 運転者は、FCVの運転に当たっては、常に関係法令を遵守し、適切かつ安全な運行に努めなければならない。

4 借受者は、運転者が安全な運転ができない恐れがあると認めたときは、FCVを運転させてはならない。

5 借受者は、FCV運転日誌(様式第5号)によりFCVの運転状況等を記録し、第10条第1項(第11条第3項において準用する場合を含む。)の返却時に市長に提出しなければならない。

(外部給電器)

第14条 外部給電器は、FCVと同時に貸し出すものとする。

2 外部給電器の使用方法については、別に定める。

(故障、事故等発生時の措置)

第15条 借受者は、貸出期間中にFCV等の異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、市職員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2 借受者は、貸出期間中にFCV等の盗難、亡失、毀損、交通事故その他の事故が発生したときは、その大小にかかわらず、直ちに市職員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

3 第三者が関与する事故にあつては、借受者は、独断で相手方と交渉してはならない。

(損害賠償等)

第16条 借受者がFCV等の使用に当たり第三者又は市に損害を与えた場合の賠償等については、別に定める。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

FCV	トヨタ自動車 MIRAI	1台
外部給電器	ニチコン EVパワーステーション「パワー・ムーバー」	1基